

仕 様 書

- 1 業務名 鳥取市体育施設消防用設備等保守点検業務
- 2 履行場所 別表 1 のとおり
- 3 履行期間
契約日から令和 8 年 3 月 31 日まで
- 4 対象設備 別表 1、2 のとおり
- 5 一般共通事項
 - (1) 諸法規の遵守
本業務に適用される関連法令を遵守すること。
 - (2) 共通仕様書
本仕様書に記載されていない事項は、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修建築保全業務共通仕様書（最新版）（以下「共通仕様書」という。）による。
 - (3) 業務従事者
業務のうち、法令、共通仕様書、仕様書等で資格による作業規制のあるものについては、有資格者がその作業を行うこととし、業務実施前に「保守点検従事者届出書」（別紙 2）を、委託者に 1 部提出すること。
なお、資格者証の提示を求められた場合は、資格者証を提示すること。
 - (4) 現場責任者
受託者は前号に規定する有資格者の中から、委託契約約款第 12 条に規定する現場責任者を選任すること。
 - (5) 業務計画書等
 - ア 業務実施前に業務計画書（業務の名称、業務実施体制、業務従事者名簿、緊急連絡体制、作業要領等）を委託契約約款第 3 条に規定する工程表とともに監督職員に 2 部提出し、承認を得て業務を実施すること。
 - イ 現地各作業実施 5 日前までに各施設の担当者（以下「担当職員」という。）に作業実施工程（業務従事者名を記載のこと。）を 1 部提出し、承認を得て作業を実施すること。
 - (6) 業務の再委託
業務の一部を再委託する場合には、委託契約約款第 8 条に基づき、事前に再委託届けを委託者に提出すること。
なお、受託者は、業務の全部又は主たる部分を一括して第三者に請け負わせ、又は委任してはならない。
 - (7) 支払
 - ア 当該請求金額は支払計画表により定めるものとする。
 - イ 受託者は履行期間の各期の業務の完了後、速やかに鳥取市体育施設消防用設備等保守点検業務完了通知書(別紙 3)を提出すること。

ウ 当該業務の検査合格後、委託者が正当な請求書を受理してから 30 日以内に、受託者に委託料を支払うものとする。

(8) 疑義

この仕様書に定めのない事項及びこの仕様書に疑義が生じた場合は、監督職員等と協議して定める。

(9) 留意事項

ア 受託者は業務の実施に当たっては事故の起こらないように細心の注意を払い、作業日時、作業方法等を担当職員と十分協議の上、施設の運営等に支障を生じないようにすること。

イ 作業を行う上で、既存部分に汚染又は損傷のおそれのある場合は、適切な方法で養生を行い、作業完了後には作業部分の後片付け及び清掃を行うこと。

(10) 仕様書遵守に要する経費

本仕様書を遵守するために要する経費は、全て受託者の負担とする。

ただし、次に上げる費用は、甲の負担とする。

ア 甲の都合による設備機器の移設又は改修に要した費用。

イ 乙の責に帰さない設備の破損、若しくは老朽化等による機器の交換、又は補修で甲の認めたもの。

(11) その他

業務仕様書細目条項（別紙 1）を遵守すること。

6 業務特記事項

(1) 保守点検内容

ア 消防法第 17 条の 3 の 3 の規定による点検及び保守等を委託するものであり、受託者は、消防用設備等（以下「設備」という。）の機能保全のため技術員を派遣し、保守点検を行うものとする。なお、本仕様書に示されていない事項であっても、設備の機能上必要と認められる保守点検のうち、本業務の範囲内で対応できるものについては、受託者の負担において実施するものとする。また、工事等により対象とする設備の大幅な数量変更があった場合を除いて、本業務の範囲内で保守点検を行うものとする。

イ 各施設が実施する防火研修会及び避難訓練において、以下のとおり技術的援助を行うこと。

(7) 防火研修会における避難器具、消火器、屋内消火栓等の使用方法の説明（実技指導を含む。）

(4) 避難訓練における警報器、自動放送等の作動並びに避難器具による実地訓練の指導及び安全確認

(2) 保守点検方法

ア 設備の点検は下記期間内に実施すること。

機器点検及び総合点検 前期（令和 7 年 9 月 30 日まで）

機器点検 後期（令和 8 年 2 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）

イ 点検の日程は事前に各担当職員と協議して決定すること。なお、点検実施前に監督職員及び各担当職員へ保守点検業務計画表(別紙 4)を提出すること。

(3) 不具合発見時の対応

保守点検時に設備の不具合を発見した場合は、担当職員に報告すると共に、本業務の範囲内で対応できるものについては、当該設備の工事・整備及び点検資格を有する者により原因の特定を行うこと。

(4) 緊急時の対応

災害、事故、故障等の緊急事態が発生した場合又は設備の故障発生時に担当職員等から要請のあった場合は、当該設備の工事・整備及び点検資格を有する者に速やかに現地の状況を確認させ、その経緯を担当職員に報告すること。

(5) 報告書等

ア 点検完了後には、担当職員に各施設の消防用設備等点検結果報告書（平成 16 年消防庁告示第 9 号及び昭和 50 年消防庁告示第 14 号に定める様式）により提出すること。

なお、総合点検については、3 部提出し、様式に定める押印を受けた後、1 部は担当職員に、2 部は監督職員に提出すること。

また、機器点検については、2 部提出し、様式に定める押印を受けた後、1 部は担当職員に、1 部は監督職員に提出すること。

イ 前項の報告書の様式は、平成 16 年消防庁告示第 9 号及び昭和 50 年消防庁告示第 14 号に定める様式とする。

ウ 監督職員への消防用設備等点検結果報告書の提出は各期毎とし、各期の業務完了通知書とともに提出すること。

(6) その他

ア 業務に必要な資料の閲覧

各施設の設備の内容、設置位置を自ら確認し、適法に点検を行うこと。これに必要な施設の保管している資料（関係届出書類）については、担当職員において閲覧に供するので受託者において確認のこと。

なお、資料等の貸与を希望する場合は、貸与品等確認書を作成の上、担当職員に提出し、貸与時・返却時ともに確認を受けること。

イ 不良箇所に関する報告書

点検終了時に点検結果についての説明を行うとともに、不良箇所についてはその詳細を点検結果報告書とは別に報告書を示すこと。

ウ 業務の引継

履行期間中又は満了時、点検業務実施者が変更になった場合は、新たな点検業務実施者に対し点検、保守、修繕等の記録等を引継ぎ、業務に支障のないように努めること。また、これに係る費用の一切は引継前受託者の負担とする。

令和7年度 鳥取市体育施設消防用設備等保守点検業務 施設一覧

点検業務に必要な資格区分 (消防用設備等点検業務に必要な資格に対応)			区分1	区分3	区分7	区分8	区分10	区分11	
No.	対象施設名	所在地	消火器	屋内消火 栓設備	自動火災 報知設備 (受信機)	避難器具	非常警報 設 備	誘導灯	問合せ先
1	鳥取市湖山体育館	湖山町北6丁目330-25	10型 2				体育館 フロアー		生涯学習・スポーツ課 30-8428
2	鳥取市山の手体育館	吉方町201	10型 2				体育館 フロアー		生涯学習・スポーツ課 30-8428
3	鳥取市豊実体育館	野坂927	10型 2				体育館 フロアー		生涯学習・スポーツ課 30-8428
4	鳥取市松保体育館	里仁560-1	10型 2				体育館 フロアー		生涯学習・スポーツ課 30-8428
5	鳥取市岩倉体育館	立川町6丁目164	10型 1				体育館 フロアー		生涯学習・スポーツ課 30-8428
6	鳥取市倉田体育館	八坂49-1	10型 4			避難はしご 1箇所	1階体育館 2階廊下	中 1 標識板 7	生涯学習・スポーツ課 30-8428
7	鳥取市千代水体育館	秋里422	10型 2				体育館 フロアー		生涯学習・スポーツ課 30-8428
8	鳥取市城北体育館	丸山町310-1	10型 2				体育館 フロアー		生涯学習・スポーツ課 30-8428
9	鳥取市東郷体育館	北村32-1	10型 2				体育館 フロアー2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
10	鳥取市大正体育館	古海708-1	10型 2				体育館 フロアー2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
11	鳥取市末恒体育館	伏野1986-9	10型 2				体育館 フロアー2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
12	鳥取市浜坂体育館	浜坂2丁目9-10	10型 2				体育館 アリーナ		生涯学習・スポーツ課 30-8428
13	鳥取市美保南体育館	叶286-12	10型 5	2箇所	P型1級 管理室			大 1 B級1 標識板 4	生涯学習・スポーツ課 30-8428
14	鳥取市富桑体育館	西品治283-1	10型 3				体育館 アリーナ2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
15	鳥取市湖山西体育館	湖山町西1丁目512	10型 3				体育館 アリーナ2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
16	鳥取市津ノ井体育館	桂木307-11	10型3				体育館 アリーナ2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
17	鳥取市米里体育館	古郡家81-4	10型 3				体育館2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
18	鳥取市若葉台体育館	若葉台南2丁目16-1	10型 3				体育館 アリーナ2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
19	鳥取市大和体育館	倭文121-2	10型 3				体育館 アリーナ2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
20	鳥取市中ノ郷体育館	覚寺110	10型 3				体育館 アリーナ2台		生涯学習・スポーツ課 30-8428
21	鳥取市河原市民プール	河原町曳田282	10型 2				管理棟1 プール棟1		河原町分室 (0858) 76-3122
22	鳥取市用瀬町勤労者体育センター	用瀬町別府31-2	10型 4	3箇所	P型2級 管理室			中 2 B級 2	用瀬町分室 (0858) 87-3787
23	鳥取市青谷町中郷体育館	青谷町亀尻257-2	10型3				体育館 アリーナ2台		青谷町分室 85-0014
24	鳥取市青谷町日置谷体育館	青谷町奥崎388	10型3		P型2級 玄関ホール				青谷町分室 85-0014

自動火災報知設備

[illegible]

(別紙1) 業務仕様書細目条項

(業務従事者に関する乙の責任)

第1条 受託者（以下「乙」という。）は、法令で資格の定めのある業務に従事させる者の氏名及び資格について委託者（以下「甲」という。）に通知し、その承諾を受けなければならない。

2 前項の規定は、当該業務に係る従事者を変更したとき、契約期間中に資格の更新を行った場合並びに業務の一部を再委託する場合も同様とする。

3 乙は、当該業務以外の業務に係る従事者については、甲の請求があるときは、その氏名を甲に通知しなければならない。

4 乙は、業務の実施につき用いた業務に係る従事者による業務上の行為については、一切の責任を負うものとする。

(現場責任者)

第2条 約款第12条に規定する現場責任者は、この契約の履行に関し、その運営、取締りを行うほか、委託料の変更、履行期間の変更、委託料の請求及び受領、業務関係者に関する措置請求並びに契約の解除に係る権限を除き、この契約に基づく乙の一切の権限を行使することができる。

(業務関係者に関する措置請求)

第3条 甲は、乙が業務に着手した後に乙の現場責任者又は業務に係る従事者が業務の履行について著しく不適當であると認められるときは、乙に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

2 乙は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果について、請求を受けた日から10日以内に甲に通知しなければならない。

3 乙は、監督職員又は各施設の担当者がその職務の執行につき著しく不適當であると認められるときは、甲に対して、その理由を明示した書面により、必要な措置をとるべきことを請求することができる。

4 甲は、前項の規定による請求があったときは、当該請求に係る事項について決定し、その結果を請求を受けた日から10日以内に乙に通知しなければならない。

(調査)

第4条 甲又は監督職員は、必要と認めるときは、乙に対して業務の履行状況及びその結果について調査し、又は報告を請求することができる。この場合において、乙は、これに従わなければならない。

(控室等)

第5条 甲は、業務の実施につき必要があると認める場合は、乙に対して控室、仮眠室、資機材置場等（以下「控室等」という。）を提供するよう努めるものとする。

2 乙は、甲から控室等の提供を受けた場合は、善良な管理者の注意をもってこれらを使用しなければならない。

3 乙は、契約期間の満了又は契約が解除された場合において、控室等に乙が所有する

業務機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。以下本条において同じ。）があるときは、乙は、当該物件を撤去するとともに、控室等を修復し、取り片付けて、原状に回復し甲に明け渡さなければならない。

- 4 前項の場合において、乙が正当な理由無く、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は控室等の修復若しくは取り片付けを行わないときは、甲は、乙に代わって当該物件を処分し、控室等を修復若しくは取り片付けを行うことができる。この場合においては、乙は、甲の処分又は修復若しくは取り片付けについて異議を申し立てることができず、また、甲の処分又は修復若しくは取り片付けに要した費用を負担しなければならない。

（契約の解除）

第6条 約款第41条の規定により契約を解除する場合、甲は契約解除の2か月前までに文書により乙に通知する。

（関連作業等を行う場合）

第7条 甲は、乙の業務履行に支障を及ぼすおそれがある作業等を行うときは、あらかじめ乙に通知し、甲乙協力して建築物の保全に当たるものとする。

(別紙2)

保守点検従事者届出書

鳥取市

鳥取市教育委員会教育長 河井 登志夫 様

次のとおり、保守点検従事者を届け出ます。

令和 年 月 日

受託者 住所又は所在地
商号又は名称
代表者名又は氏名

業務名 : 鳥取市体育施設消防用設備等保守点検業務

業務場所 : 鳥取市湖山体育館ほか23施設

(消防設備点検従事者)

氏 名	資格種類		
	消防設備士	消防設備 点検資格	その他

(上記の内、現場責任者)

氏 名			
氏 名			

鳥取市体育施設消防用設備等保守点検業務
完了通知書（〇〇点検）

鳥取市
鳥取市教育委員会教育長 河井 登志夫 様

次のとおり業務が完了したので、通知します。

令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代 表 者 氏 名

業 務 名	鳥取市体育施設消防用設備等保守点検業務（〇〇点検）
業 務 場 所	鳥取市湖山体育館ほか23施設
業 務 期 間	令和 年 月 日 から 令和8年3月31日
委 託 金 額	契約金額 金 円 (内消費税及び地方消費税額 金 円) 今回業務分金額 金 円 (内消費税及び地方消費税額 金 円)
業務完了年月日	令和 年 月 日
完了確認年月日 及 び 確 認 者	令和 年 月 日

(別紙４) 保守点検業務計画表

No.	施設名	機器点検及び総合点検予定日	機器点検予定日	備考
1	鳥取市湖山体育館			
2	鳥取市山の手体育館			
3	鳥取市豊実体育館			
4	鳥取市松保体育館			
5	鳥取市岩倉体育館			
6	鳥取市倉田体育館			
7	鳥取市千代水体育館			
8	鳥取市城北体育館			
9	鳥取市東郷体育館			
10	鳥取市大正体育館			
11	鳥取市末恒体育館			
12	鳥取市浜坂体育館			
13	鳥取市美保南体育館			
14	鳥取市富桑体育館			
15	鳥取市湖山西体育館			
16	鳥取市津ノ井体育館			
17	鳥取市米里体育館			
18	鳥取市若葉台体育館			
19	鳥取市大和体育館			
20	鳥取市中ノ郷体育館			
21	鳥取市河原市民プール			
22	鳥取市用瀬町勤労者体育センター			
23	鳥取市青谷町中郷体育館			
24	鳥取市青谷町日置谷体育館			

支 払 計 画 表

件 名： 鳥取市体育施設消防用設備等保守点検業務
(鳥取市湖山体育館 ほか23施設)

契 約 金 額： 金 円

契 約 相 手：

支払予定月	業務内容	支払金額
令和7年10月	機器・総合点検	金 円
令和8年4月	機器点検	金 円
合 計		金 円